

尼崎市議会議員【維新の会】幹事長

会派室:尼崎市東七松町1-23-1

TEL:06-6489-6399 FAX:06-6489-6458 携帯:090-8148-4748

E-mail: kubo4748@yahoo.co.jp ブログ: <http://ameblo.jp/kuboama/>

URL: <http://kubotakaaki.com/blog/>

- ◆1960年生まれ(54才)
- ◆1983年関西大学 商学部卒
- ◆(株)栄和 代表取締役
- ◆家族:妻、一女一男、義父



くぼたかあき
久保高章
ニュース

市所有の土地・建物貸付料 《無償・減額》

約3億円 隠れ補助金か

外郭団体に対して、尼崎市は効率的利用や経済的価値の観点より、約3億円の土地、建物を無償もしくは減免にて貸し付けを行っている。

しかし、この無償や減免となる判断基準は明確でなく、各局へ一任されているのが現状である。また、この貸し付けは予算に含まれず、議会でのチェックがない状態である。今後、貸し付けの判断基準の明確化およびチェック体制の確立を図る必要があると考える。



昭和39年、市所有の土地、建物を団体等に無償や減免で貸し付けできる条例(条例第22、23号 第6条)が策定された。対象となる団体は「公用又は公共用その他公益上の目的のために使用させるとし」等、制限されている。50年経た現在、この条例により尼崎市は外郭団体へ貸付料約3億円の無償、減額を実施している。確かに、公共性が高く、市の事業を委託し収益がない団体があることは理解できる。しかし問題となるのが次の2点挙げられる。

①各局にて無償・減額対象の外郭団体を選定しているが、これら判断基準が統一されていないこと

②無償、減額が市の歳入出に記載されず、予算・決算に反映されないこと

そこで平成26年9月の定例議会にて、①について質問を実施したところ、市より次の回答を頂いた。

「貸付料等を減額・免除する場合の基準を設けるなど、貸付け等にあたっての諸条件について一定の整理を行うべく、全庁統一的な運用に向けた取組を進めているところでございます。」

つまり、条例が策定された約半世紀が経った今から課題等の協議を進めるとのことであった。なんとも嘆かわしい事実であったが、明確な判断基準の回答が頂けるまで今後も議会にて追求していく所存である。

また、市だけの判断基準では不十分であり、そのためには②を解決する必要がある。そこで、ひとつの案として無償・減免制度を廃止し、補助金制度構築を提案する。補助金とすることで、予算の歳入、歳出へ記載されることとなり、貸付料が表面化され議会でのチェックが可能だと考えられる。

これらを踏まえ、隠れ補助金のような無償・減額制度を見直し、外郭団体の経営状況等を照らし合わせた適切な制度構築を図っていきたいと考える。

民間の経営感覚で 市政に取り組みます!

議会あり方検討委員会に維新の会は以下の案を提出しました!

1. 議員報酬削減 ⇒ 審議中
2. 議会基本条例 ⇒ 審議中
3. 附属機関への会議に出席した場合の無報酬化 ⇒ 5月27日否決されました。